

26 議 第 11 号

平成 26 年 6 月 18 日

司法書士

渡 辺 和 則 様

福島県双葉郡

富岡町議会議長 塚 野 芳 美



請願書の審査結果について

標記の件につきまして、当町の平成 26 年第 3 回議会（6 月定例会）において、別添のとおり可決されましたので提出いたします。

記

富岡町民全員一律賠償を求める意見書



富岡町民全員一律賠償を求める意見書

富岡町は平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故における賠償手続きにおいて、これまで町民が一律に賠償されるよう求め、これを前提として区域再編を受け入れた経緯があります。

しかし、平成25年12月26日原子力損害賠償紛争審査会から示された中間指針第四次追補並びにその後の東京電力(株)の賠償においては、帰還困難区域の住民のみ「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的損害等」として1人700万円が支払われるなど、区域再編によって著しく不平等な賠償手続きが行われています。この境界線の内外で世帯によっては数千万円の差が生まれ、住民間には大きな不満と賠償格差による分断が生じています。また、町政の統一した意思決定にも支障が出る結果となっています。

富岡町は、町全体が未だ不安定な福島第一原子力発電所から10キロ前後の近距離に位置し、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の別にかかわらず、至る所にホットスポットが点在しています。また、富岡町における区域再編は、住宅密集地間の道路又は線路を隔ててなされているという特殊な事情を抱えています。

町として事故から6年後の平成29年度以降の避難指示解除を目指していますが、インフラの復旧や除染が遅れており、全国に避難した住民の間にはなお放射性物質に対する根強い不安が残っています。更に隣接町に中間貯蔵施設の建設や、町内に放射性廃棄物の管理型処分場への埋設も検討されているところであり、例え平成29年度に避難指示が解除されたとしても、子供から大人まで安心して日常生活が営めるようになるまでには、相当の年数を要すると思われます。

富岡町民は皆同じように避難を余儀なくされ、未だ誰1人町に帰還できていないのが現状です。そして現在過酷な避難生活を続けながら、皆同じように移住や長期退避のための生活再建が必要な窮状にあります。

このような富岡町固有の特殊事情と現在の住民の窮状を考えれば、中

間指針第四次追補にいう「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的損害等」は、富岡町においては住民全てに共通の損害と言えます。

よって富岡町議会は、国会及び関係行政庁に下記のように富岡町民全員一律賠償を強く求めるものであります。

記

富岡町における特殊事情と現在の住民の窮状を踏まえ、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の別に関わらず、町民全員一律の賠償手続きがなされることを求める。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

富岡町議会

